

平成22年第1回竹原市議会定例会会議録

平成22年3月16日開議

(平成22年3月16日)

議席順	氏 名	出 欠
1	大 川 弘 雄	出 席
2	道 法 知 江	出 席
3	宮 原 忠 行	出 席
4	片 山 和 昭	出 席
5	鴨 宮 弘 宜	出 席
6	北 元 豊	出 席
—	—	—
8	大 森 洋	出 席
9	稲 田 雅 士	出 席
10	唐 崎 輝 喜	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席
15	天 内 茂 樹	出 席
16	小 坂 明 三	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	友 久 秀 紀	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	胡 家 亮 一	出 席
総 務 課 長	今 榮 敏 彦	出 席
企 画 政 策 課 長	山 本 耕 史	出 席
財 政 課 長	谷 岡 亨	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 賢	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
民 生 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 生 活 課 長	大 澤 次 朗	出 席
協働のまちづくり推進室長	森 野 隆 典	出 席
忠 海 支 所 長	堀 川 豊 正	出 席
人 権 推 進 室 長	和 泉 伸 明	出 席
社 会 福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
福 祉 保 健 課 長	前 本 憲 男	出 席
建 設 産 業 部 長	三 好 晶 伸	出 席
産 業 文 化 課 長	桶 本 哲 也	出 席
観 光 文 化 室 長	中 川 隆 二	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	平 田 静 登	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 務 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	加 藤 洋 孝	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 議案第 26 号 平成 22 年度竹原市一般会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 2 議案第 27 号 平成 22 年度竹原市国民健康保険特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 3 議案第 28 号 平成 22 年度竹原市貸付資金特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 4 議案第 29 号 平成 22 年度竹原市老人保健特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 5 議案第 30 号 平成 22 年度竹原市港湾事業特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 6 議案第 31 号 平成 22 年度竹原市公共下水道事業特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 7 議案第 32 号 平成 22 年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 8 議案第 33 号 平成 22 年度竹原市介護保険特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 9 議案第 34 号 平成 22 年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 10 議案第 35 号 平成 22 年度竹原市水道事業会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 11 議案第 38 号 竹原市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 39 号 竹原市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 13 議案第 36 号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 37 号 平成 21 年度竹原市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 15 発議第 22-4 号 竹原市議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 請受第 22-1 号 自主共済が保険業法改定の趣旨に沿って適用除外とされるよう意見書採択を求める請願
- 日程第 17 発議第 22-1 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核不拡散条約（NPT）再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書

(案)

日程第18 発議第22-2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)

日程第19 発議第22-3号 広島法務局竹原支局の廃止統合計画に反対する意見書
(案)

日程第20 閉会中継続審査(調査)について(議会運営委員会・総務文教委員会・民生産業委員会)

午前11時10分 開議

議長（小坂智徳君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に日程表その2を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1～日程第10

議長（小坂智徳君） 日程第1、議案第26号平成22年度竹原市一般会計予算から日程第10、議案第35号平成22年度竹原市水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長（稲田雅士君） それでは、委員長報告をいたします。

ただいま事務局職員が朗読いたしましたとおり、当委員会へ付託されました議案第26号平成22年度竹原市一般会計予算、議案第27号平成22年度竹原市国民健康保険特別会計予算、議案第28号平成22年度竹原市貸付資金特別会計予算、議案第29号平成22年度竹原市老人保健特別会計予算、議案第30号平成22年度竹原市港湾事業特別会計予算、議案第31号平成22年度竹原市公共下水道事業特別会計予算、議案第32号平成22年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第33号平成22年度竹原市介護保険特別会計予算、議案第34号平成22年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号平成22年度竹原市水道事業会計予算につきましては、全体会議並びに専門項目ごとにそれぞれの分科会において慎重審査いたしました結果、当予算特別委員会としては10会計すべてを原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告をいたします。よろしく御審議の上、御決定のほどお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） 質疑を省略し、これより順次討論、採決いたします。

議案第26号平成22年度竹原市一般会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第26号2010年度の竹原市一般会計予算案に対す

る反対討論を行います。

今、国民の暮らしは、底なしの悪化を続けています。失業率は上昇し5.1%に達し、企業倒産は3年連続で増加しています。昨年の消費者物価はマイナス1.3%と過去最大の下落を記録し、デフレの様相を強めています。この経済危機から市民の暮らしを守るためにも、政治の根本的な転換が今求められています。

私は、竹原市の新年度予算で必要なことは、市民の生活、暮らしを守り、福祉を向上させ、市民の安心・安全を第一に予算措置することだと考えています。公共事業の予算は、小規模・維持管理・地域循環型で、市民生活に密着した公共事業を中心に据える抜本的な転換が必要だと考えます。ところが、10年度予算案は、道の駅事業、ほ場整備事業、新開土地地区画整理事業、県営道路事業3路線等負担金など、従来の公共事業の予算措置であります。また、これらの事業の経済波及効果や緊急必要度からも、明確な説明責任が果たされていません。

次に、教育費における学校給食センターの設置は、行政改革集中改革プランに基づき、経済性、効率性に偏重した学校給食施設整備であり、改めて一括共同調理場の設置には強く反対を明確にしておきたいと思えます。

議案第8号で紹介したように、鳥取市長候補の公約は、市長になったら学校給食を無料化し、センター方式から各学校の給食室で手づくりする自校方式に変えたいというものであります。給食費の無料化で保護者の経済的負担を軽減するだけでなく、個人消費をふやします。給食を自校方式にすると、地元農家が潤います。給食室の新設には、地元の工務店や大工さんの仕事をふやします。子供たちが農家と触れ合う食育の機会が生まれ、調理員や農家の元気を生み出します。この考えや発想が、市教育行政あるいは竹原市には欠落していることを指摘し、改善を強く求めておきたいと思えます。

次に、消防費における4億4,000万円余の常備消防委託料は、消防組織法第6条に定める市の責務を放棄し、市民の生命、財産を守る最も大事な仕事を丸投げする事態は、決して許されるものではありません。

次に、農業漁業の予算措置について、再生産できる価格補償、所得補償の第一歩を踏み出すことを強く求めておきます。

次に、人権推進費等についてであります。2002年3月末に地対財特法が失効して、8年がたちました。人権推進室の新年度予算説明資料では、2009年度までの過去5年間、2010年3月1日現在、部落差別を起因とする結婚差別、就職差別は0件であ

ります。しかし、新年度予算、人権推進室等の予算案は6,496万円余り、正職員5人、非正規職員2人の体制、部落解放団体50万円の支出は、特別扱いの予算であると思います。この是正を強く求めておきたいと思います。

最後に、新年度予算に必要なことは、雇用と景気対策、市民の安全を最優先する公共事業が必要だと思います。そのための学校、公共施設等の抜本的な耐震化促進事業に思い切った予算措置と実施財政計画を具体化すべきであります。さらに、住宅リフォーム事業や竹原市発注の小規模の修繕改修事業の大胆な予算増額で、地元業者の仕事を確保することです。貧困と格差拡大で苦しむ市民の福祉、生活を守るためには、介護入所施設の増床や一般財源から国民健康保険や介護保険、後期医療など、特別会計への財政支援措置による各保険料や利用料の負担軽減措置は、待ったなしの緊急課題であると考えます。今こそ、不要不急の事業を抜本的に見直し、生活密着型公共事業、地域循環型公共事業への転換を強く求めて、2010年度一般会計予算案の反対討論といたします。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成22年度竹原市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号平成22年度竹原市貸付資金特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号平成22年度竹原市老人保健特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号平成22年度竹原市港湾事業特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成22年度竹原市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号平成22年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成22年度竹原市介護保険特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号平成22年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第34号2010年度の竹原市後期高齢者医療特別会計予算案に反対の立場から討論に参加します。

この医療保険制度は、75歳という年齢を重ねただけで、これまでの医療保険から切り離され、保険料の値上げ、また医療内容を制限するという差別医療を導入しております。新年度の保険料は、平均5.8%の値上げ、3,490円の値上げであります。月額年金が1.5万円以下の人、無収入、無年金の人まで均等割の保険料を払わなければなりません。私は、緊急措置として、年金月額1.5万円以下の高齢者には、保険料相当額、年額4,179円、月額348円を市独自の支援措置で給付すべきであると思います。高齢者の生活実態を無視した2年ごとの保険料の値上げや差別医療の導入など、後期高齢者医療制度は即刻廃止すべきであると考えます。

鳩山政権民主党が、この制度の廃止を先送りしている。これは、公約違反であり、絶対に許せないと思うわけであります。

以上で反対討論といたします。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号平成22年度竹原市水道事業会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

議長（小坂智徳君） 日程第11、議案第38号竹原市副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第38号竹原市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、本市副市長の選任に当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現副市長が平成22年3月31日付をもって任期満了となりますので、その後任として三好晶伸氏を本市副市長に選任いたしたいと考え、ここに提案するものであります。

三好晶伸氏は、昭和46年3月大阪工業大学短期大学部を卒業し、昭和47年4月竹原市職員として採用され、建設課長、民生部長を経て、平成19年4月から建設産業部長の職につき、現在に至っております。その市行政に対する経験と知識は無論のこと、常に温かい人間性を基調として今日まで行政一筋に情熱を尽くしております。市行政の各分野において培われたその行政手腕と人格は、本市副市長として適任であると考えます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 1 2

議長（小坂智徳君） 日程第 1 2、議案第 3 9 号竹原市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 3 9 号竹原市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきの議案第 3 8 号にて御同意いただきました三好晶伸氏を固定資産評価員に選任いたしたいと考え、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価員につきましては、固定資産を適正に評価するとともに、市長が行う価格の決定を補助するために設けられたものでありまして、現評価員の友久秀紀氏が平成 2 2 年 3 月 3 1 日付をもって辞職いたしますので、後任の選任を行うものであります。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 1 3

議長（小坂智徳君） 日程第 1 3、議案第 3 6 号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 3 6 号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、本市の目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、必要な施策や事業を推進するとともに、地方分権の進展や多様化する市民ニーズ、地域の課題などに的確に対応できる市民本位の組織体制とするため、所要の規定整備をするものであります。

今回の組織改正は、少子・高齢・人口減少社会への移行や地方分権の進展など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中で、「住みよさ実感」に向けた施策の推進や協働のまちづくりのさらなる推進など、第 5 次総合計画を着実に推進するための組織づくりと分権型社会に対応できる市民本位の組織づくりの 2 つの視点を念頭に見直しを行ったものであります。

改正の概要であります。まず総務部につきましては、地域情報通信基盤整備を推進す

るため、総務課の課内室として「情報化推進室」を新設いたします。

次に、民生部でございますが、市民本位の組織づくりの観点から、市民生活に身近な行政分野であります健康・医療、人づくり・まちづくり、福祉・子育てを行政目的別にわかりやすく再編し、部の名称を「市民生活部」に変更します。

さらに、市民生活部の各課の組織改正につきましては、まず「市民健康課」に医療部門と健康対策部門を集約し、健康診査と保健指導との連携強化を図ることで、市民の健康づくりを推進したいと考えております。

次に、協働のまちづくりのさらなる推進と人づくり・個性づくりに総合的に取り組むため、協働のまちづくりの推進とともに、市民生活に身近で協働での取り組みが不可欠な分野である、生活環境、生涯学習・スポーツ、文化関係の事務を新設する「まちづくり推進課・文化生涯学習室」を集約し、それぞれの活動と協働のまちづくりが連携することで、市民本位の観点から相乗効果の高い事業を展開したいと考えております。

また、本市の福祉施策を総合的に推進するため、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、子ども福祉等の事務を「福祉課」を集約し、民生委員など地域福祉との連携強化を図るとともに、福祉課の課内室として「子ども福祉室」を設け、子育て支援施策の取り組みを強化したいと考えております。

次に、建設産業部でございますが、人が集まる元気なまちに向けて、企業誘致や農商工連携などの産業振興に取り組むとともに、道の駅などの地域資源を生かした取り組みや広域観光の取り組みなど、観光振興や定住交流の取り組みを強化するため、「産業文化課」及び「観光文化室」を「産業振興課」及び「観光交流室」に改組いたします。

なお、これらの改正に伴い、各係等の設置についても、別冊の行政組織改正資料のとおり見直すこととし、これにより市長部局の本庁において、3部12課7室29係となるものであります。

以上、改正の概要を御説明申し上げましたが、目指すべき分権型社会においては、本市を初め、住民に身近な基礎自治体が、総合的な行政主体として、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどに的確に対応し、市民の皆様が期待されるサービスをできるだけ良質な形で、主体的、効率的に提供することが求められております。

本市におきましては、第5次総合計画で掲げる「住みよさ実感」の実現に向けて、必要な施策や事業を積極的かつ戦略的に展開するため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高いまちづくりを推進していくとの観点から、今後とも行政組織の活性化や

持続可能な財政基盤の確立などに取り組んでまいりたいと考えております。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 質問の前に、執行部にちょっと意見を上げておきたいんですが、本来こういった予算の審議にかかわって、教育委員会関係では、公民館、図書館、社会教育にかかわる分がセットで審議されていると、私はそういうふうに考えておりました。それが終わった直後に慌てて、予算がまだ決定されていない時点で、そういった機構組織を変えていく。これ自体、議会への軽視といいますか、そのことを私は大変危惧して、一言やっぱり考えるべきだということだけは、ちょっと前提として申し上げておきたい。

それから、質問に入りますけれども、教育関係にかかわって大幅に組織が変更されようとしてるということで、特にそういう公民館、図書館等、社会教育にかかわる組織の変更といいますか、そこにかかわって1点を質問したいと思います。

1つは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがありまして、これいろいろ全部というわけじゃないんですが、この法律の第1条に法律の趣旨というのがある、ここをちょっと、質問にかかわりますので、引用します。第1条では、この法律は、教育委員会の設置、学校その他教育機関の職員の身分取り扱い、その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とすると。これは、地方教育行政の法律でありまして、これが第1条です。それと、第2条では、ここが一番ちょっと聞きたい中心なんです……。第2条じゃなくて、第23条には、教育委員会の職務権限というのが明記されておりまして、第23条を引用しますと、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行すると。管理し、執行するということです。これが、19項目にわたって、どういった仕事をするんかと、教育委員会の責務が、権限が定めております。

ですから、質問というのは、今事務分掌の提案では、教育委員会の所管が市長部局にその事務が移されると、そういった変更をされるということでは、私はこういった第23条の教育委員会の職務権限「管理し、及び執行する」ということが、この職務権限で、法の建前できちっと枠をはめてるといいますか、されております。ですから、第1条の趣旨で、第23条の職務権限、これが今回の提案について、私は教育長と市長にそれぞれどういった認識を持っておられるのかなと。委員会の説明なんかも、私は担当委員会で聞きま

したけども、理事者のほうは、こういった機能を強化する、それで強化していくんだというような説明も一部あったかと思うんですが、私は逆に、教育委員会の本来の役割をもぐとといいますか、分離させるといいますか。だから、本来この社会教育法とか、こういった法律の建前を本当に効果的に執行できない、ばらばらにしていくと、大げさな、悪く言えばです。そういったことになるというふうに、私は大変危惧するわけです。

ですから、ここで聞きたいのは、教育関係の今回の提案について、私は23条では教育委員会の仕事というのは19項目にわたる分がありますけども、公民館もちゃんと書いてある。12項です。だから、こういった社会教育施設にかかわって、教育委員会の職務権限は「管理し、執行する」と、これセットですよ、わざわざ書いてあります。ですから、こういった面から見て、今回の提案は大きな問題があるということに、私はお尋ねしたいんです。ですから、教育長の考え、市長の考えをそれぞれ、こういった法の建前から見て、私は問題があるんじゃないかというふうに思いますので、第1点目の質問でお答え願いたいと。

それから、2点目の質問ということになりますと、現在の管理部門ですよ。これが、職員全体の、今何人おられて、何%というような比率をちょっとお聞きしたいんですが。それが、今回こういった変わることによって、人配の数っていうのは、またちょっと言いにくいんか、決定がどうかわかりませんが、私は、そういった管理部門ばかりがどんどんどんどんふやされていくということを大変心配してるということで、現在の管理部門ですね、この人数と、そのパーセント、それから今回組織を変えられた場合の管理部門のパーセントは上がるんか下がるんかということなんです。そこをちょっと聞きたいということで、それが2つ目の質問です。

それから、その質問にかかわって状況をちょっとお話ししておくと、私は、前に一般質問で、市の公共事業にかかわる市の取り組みの問題を話しました。1つは、現場での職員が本当に足らなくて、きちっとした対応ができてないんじゃないかというのを一般質問の排水工事にかかわって一部指摘して、あなた方はどういうふうに聞いたかわからんけども、本来市が行う公共工事の中で排水路の整備をする、その用地関係をきちっと買収するんが、本来そうなんでしょうけども、買収なり、契約とか、きちっとそういう契約をやって、工事をそこで執行すると。そういった手続がとられてなくて、本人さんの、地権者の同意を得てるよということですよ。だから、こういったやり方そのものは、また別の機会にしますけども、本来こういったところでも丁寧に現場の職員が地権者なら地権者にきちっ

と対応して、そういった工事も執行するということが、私は現場の本当に職員の方が苦勞されてるんでしょうけども、現場の職員が本当に極めてやっぱり不十分じゃないのかなと。ですから、そういったいろんな問題で将来的にはトラブルが起こるということが、大変心配をしているところです。ですから、私は率直に言って、管理部門を減らして、端的には部長制を廃止して、もっと建設産業部なら、そういった関係の課長と一緒に仕事をできる、民生部なら民生部の関係、教育行政は独立した組織ですけども、そういったきちっとやっぱり法の建前で仕事ができるような、市民ニーズにこたえるような組織です。ですから、私は今回提案が部長制みたいなのを廃止して、そういった対応をされるのかなという思いもあったんですけども、逆に管理部門を強化するということはちょっと心配しておりますので、さっきの2点目の質問は、今の現在の管理部門の人数、パーセント、今回新たに変更した場合はどうなるのかなということを2点目としてお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第36号の11番議員の1回目の質疑に対する答弁をお願いいたします。

順次答弁を願います。

企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 失礼します。

1点目の今回の事務の分掌を移すことによる、ばらばらになってしまうことに対する危惧というような、地教行法の23条あるいは1条の規定、こういったことを踏まえて、問題があるのではなかろうかというような御質問であったかと思っておりますけれども、今回の社会教育の関係、生涯学習の関係の事務を市長部局に移す根拠というのは、地方自治法の180条の7、これを根拠規定にいたしまして、事務の補助執行という形でやるということでもあります。ですから、教育の中立性が損なわれる、そういった教育の理念が損なわれることのないように、重要な権限というのは教育委員会のほうに残るということとなります。教育行政の基本方針の立案でありますとか、教育機関の設置、廃止、それから教育機関の職員の任免人事などについては、その根幹をなす重要な権限ということで、教育委員会のほうに残るということでもあります。

御指摘ありましたように、今回の補助執行によりまして、こういった教育の理念等々が後退するようなことがあってはならないというふうに考えておりまして、こういった教育行政の基本理念のもとに教育の中立性を担保しながらも、各事務事業がより効果的に執行されるように取り組むということで、まずは教育委員会の事務局の組織規則にそういった教育行政に関する企画、総合調整の権能を設けていただく根拠規定を、それから補助執行に関する連絡調整、これの規定整備をしていただいたところであります。

それから、こういう連携に係る実効性を担保するために、市長部局と教育委員会との間で連絡調整、意見交換の場を設ける方向で、連絡協議会のような形で考えております。これによって、風通しのいい連絡調整を図って、教育行政と市長部局、あるいは社会教育と学校教育、こういったものの連携を密にして、よりよい教育行政、まちづくりの推進に取り組むというのが今回の考え方であります。

むしろ、今回のまちづくり推進課の設置によって、環境のいろんな施策、事業でありますとか、生涯学習あるいは市民文化活動など、そういった活動と協働のまちづくりが連携することによって、むしろ相乗効果の高い事業展開を図りたいと、協働のまちづくり、人づくり、個性づくりを総合的に推進したいというのが今回のねらいでありまして、むしろそれによって生涯学習活動の質の向上を図ったり、そういう学習成果を生かしたまちづくりへの関与につながることを期待されるといったようなことで、そういう社会教育行政などについても、さらに推進したいというのがねらいでありますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

1点目は、以上であります。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 失礼いたします。

教育委員会の職務権限についてでございますが、23条の管理、執行について教育委員会の見解でございますが、今回事務分掌を市長部局に移す根拠は、先ほど山本課長が申したように、地方自治法の180条の7によって事務の補助執行を通しております。教育委員会の中立性が損なわれることがないように、重要な権限は教育委員会に残して、基本方針の企画立案とか、教育機関の設置、廃止、教育委員会職員の委員の任免人事については、教育委員会が行うこととしております。

それと、補助執行をするので、市長部局と教育委員会との連絡調整、意見の場を、仮称でございますけど、教育行政連絡会議を設ける予定にしております。これで、教育行政と

市長部局、社会教育と学校教育の連携を密にして教育行政に取り組んでいこうと思っております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 先ほどの管理部門の人数等についての御質問でございますが、現状の管理職員が32名おまして、全職員に対する管理職員の占める割合というものは11.5%というふうになろうかと思えます。

お尋ねの質問の中にございました教育委員会のセクション部門が市長部局に移るということで、現状の人数で言いますと、生涯学習課7名ということでございます。全体の人数に占める割合は2.5%と、この人数が具体的に市長部局に、今の段階では、今の現状をとらえてば、それが移ると。具体的に、平成22年度における人数というものにつきましては、現在人事等の配置について精査検討中ございまして、その比較というものは差し控えさせていただきたいんですが、全体としては、そのような数字になっているというのが現状でございます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 職務権限にかかわって、私が尋ねた質問には明確に答えていただけてないっていうように思うんです。

地方教育行政法の23条で教育委員会の職務権限ということがあって、教育委員会は、次に掲げるものを管理し、及び執行すると、教育委員会の職務権限として。要するに、私の解釈は、これ一体的に19項目、その中には公民館も入っとるし、図書館も入っとるし、いろいろ教育委員会にかかわる職務権限です。これを読む限りは、私は一体といえますか、教育委員会の職務権限では管理及び執行するということで、いろいろ言葉の分は、さっき言いました、ばらばらにしてから本当にうまくいくかどうかということもいろいろ意見を述べて、再度聞きたいことは、いろいろまともに説明してもらいたいのは、職務権限にかかわって、私は、教育委員会の仕事が管理、執行まで一体的に、きちっと枠をはめてるよと。これを今、地公法の何かで事務を所管するとかということをお聞きしているわけじゃない。教育委員会のほうこそ、逆に、市長部局のほうからあった場合は、職務権限を侵すようなことをしちゃいかんということをお聞きして教育委員会のあなたのほうがお聞きできなくちゃいけないですよ、本当は。だから、あえて私は、くどいようだけでも、今の市長部局が提案した地公法上の180条の7に基づいて事務を補助執行させるんだということ

を言われるけれども、それはこの教育委員会の職務権限から見ておかしいのではないのかという私は危惧があるから聞いてるわけであって。だから、私の解釈は一体的なもので、公民館なら公民館、いろんな教育委員会の仕事の分が一体的にやっぱり管理、執行しなさいと、わざわざ枠をはめてやってる。それを切り離すようなことを提案してるから、これはこの地方教育行政法に違反するんじゃないのか、端的に言えば。ただ強引に押し切って組織をつくったよということだけでは、こういった法のたてりもきちっと整理してから、松本の言うような心配はないよと、違法性はないよということをちゃんと公の場で説明してくれんとよね、肝心の質問に対して答えんこうに補助事務でして、執行しとるんよと、うまくスムーズにいくんよということを私は聞いとるわけじゃない。ですから、あえて私は聞きたいのは、市長のそういった提案は、この地方教育行政法の23条の職務権限、管理執行をするという一体的なもんから切り離すから違法じゃないんかということをもう一回質問しておきたいと。だから、違法じゃないんなら、違法じゃないというちゃんと説明してからいってもらいたいということで、お願いしたいと、質問が1つ。

それから、2つ目の分は、いろんな室の問題がいろいろ新たにつくられて、管理部門をだんだんふやしてる。人数はちょっとまだ今は決まっとるわけじゃないでしょうけども、私は少なくとも今の管理部門、これがますます強化されるといいますか、ということで大変本当に、要するに、現場での午前中指摘したような事態は、本来は当然きちっと整理してから対応しなくていけない。それが、あいまいにして工事する、地権者の同意を得てる。しかし、それがきちっとした契約事項でないわけですから、いろんなトラブルが起こった場合は、その工事がだめよということも実際起こったわけでしょう。だから、こういった教訓はどこにあるかというのは、きちっと反省をして、それに職員が足りない、それは頑張っておられると思うんですよ、職員の方は。しかし、それでもやっぱりいろんな面できちっと対応しようと思うたら、人が要りますよね、そういったところが。だから、そういったところは人をふやして、結果的には市民のトラブルが起こらないようにすること自体が、そら手間暇はかかるかもしれんけども、将来から見たら、そら市民とのトラブルは起こらんようになるわけだから、きちっと契約しとけばという面で、そういった手順の第一歩を踏まずに、そういった分の例で私はあえて説明しました。ですから、管理部門をふやすよりは、私はそういった今の現場をふやす、あるいは正規職員の問題も充実させるということをおっしゃるけれども、そういった面から、私は管理部門の数はあれでしょうけども、そういったふえないよと、そういうことじゃないよというのをはっきり示せるな

ら、私が心配してるのは、室とかいろんなところを設けて、課長じゃない、室で管理部門、そういったとこをふやして、本当にうまく機能するのかなということを心配なんで、私が言うように、管理部門をふやすことにはならんということがあれば、そこを説明をしていただきたいなということでもあります。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 1点目の今回の補助執行について、法のたてりからして違法ではなかろうかという、そういう御質問であったかと思えますけれども、繰り返しにはなりますけれども、今回の事務分掌を市長部局のほうに執行させるという根拠は、自治法の180条の7の規定に基づいてやるということでもあります。これは、あくまでも事務を市長部局の事務職員に執行させるということでありまして、議員御懸念の教育行政の根幹、基本方針の立案でありますとか、あるいは地教行法で定めてある教育機関の設置、廃止でありますとか、教育機関の人事、そういったものについては、教育委員会のほうに残るといようなことでもあります。そういう残る前提で、教育委員会の自主性と独立性を侵害しない範囲であれば、この自治法に基づく事務の補助執行は可能だという解釈でありますので、違法ではないということでもあります。

それから、室の話が出ましたので、室の話につきましては、課の所掌事務のうち、特定の施策を推進するために集中して取り組むための組織というようなことでありまして、管理部門というようなことでありましたけれども、基本的には、先ほど言いましたように、特定の施策をその課の所掌事務の中でやっていくために設ける組織だということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、事務を補助執行させるか、それが違法かどうかを聞いてるわけじゃないんです。これを強行した場合、私が今言いたいのは、地方教育行政法の23条の教育委員会の職務権限にかかわって、きちっとやっぱり提案するあなた方は、この法律に耐えられるように説明してくれにゃあいけんよね。補助執行をさせることを私は違法かどうか聞いとるわけじゃないんですよ、一つも。教育委員会の仕事は、管理、運営、執行まで一体的にここは書いてある、この法律は。しかし、その中の一部を市長部局が事務執行した場合、一貫性がなくなるじゃないですか。市長部局の人事まで、教育委員会が介入

できるんですか、逆に言うたら。そんなことはあり得んでしょう。だから、その前提を聞いて、前提をしてから、教育委員会の仕事というのは、管理、執行まで、そこで働く人も一貫してやっぱりやらなきゃいけない。これが、職務権限の書いてる23条の趣旨じゃないですか。だから、そこをやっぱり地方自治法180条の7の分で事務執行させるんだと、だからそこに違法性を云々って言ってるわけじゃない。この教育委員会の職務権限にかかわって、23条の管理、執行するということに違法性があるということになるじゃないかということに対して言っただけですよ。だから、そこをあなた方がこの分について違法性はないというような、公の場に残るんだからね、議事録が。きちっとやってくれんと、そこをごまかして、これが例えば成立したとして、後に残るじゃないですか、こういったおかしいことが。だから、提案者としては、私はその心配しとるわけよ。職務権限の23条に、端的には違反すると。しかし、あなたはそうじゃないんなら、違反しませんっていうふうに明確にしてくださいや。

議長（小坂智徳君） 総務部長、答弁。

総務部長（胡家亮一君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律と、それから地方自治法の規定との関係でお尋ねのことをございますけれども、地方自治法のほうには、先ほど申し上げております180条の7、これに規定といたしまして、普通地方公共団体の委員会または委員は……。

（11番松本 進君「議長」と呼ぶ）

議長（小坂智徳君） はい。

11番（松本 進君） 異議があるんじゃないけど。私が聞いた趣旨はそこを聞きよるじゃないんよ。端的にというのは、教育委員会の職務権限が23条にあるから、これにあなた方が違反せんのなら違反せん言うて答えやええわけよ、それだけで。

議長（小坂智徳君） 部長、今11番さんがおっしゃるように、23条の教育委員会の職務権限に対して違法があるんかないんかということをお最後の3度目の質問でございます。ですから、できるだけ明確に御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（胡家亮一君） 違法性はございません。

（11番松本 進君「根拠も説明せんこうに何が違法性がないって言えるんな」と呼ぶ）

（「答えたんじゃないけん、ええじゃないか」と呼ぶ者あり）

(11番松本 進君「そんな子供がするような答弁しん
さんなや、笑われるで」と呼ぶ)

議長(小坂智徳君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番。

3番(宮原忠行君) 質疑も実はさせていただいたほうがよかったですけれども、円滑な議事運営に協力をさせていただくということで、反対討論をさせていただくということでお願いをしたいと思います。

今回の教育委員会の所掌に係る事務を市長部局へ移すことについて、地方自治法の180条の7を適用されたと、こういうふうに言われておられるわけでありますけれども、一般的に少なくとも行政というのは、法に基づいた執行というのが義務づけられておるわけでありますから、当然法の執行ということにつきましては、法の解釈、運用ということが必然的に問われてくるわけであります。そこで、いわゆる一般的に一般法と特別法という法的な物の考え方というものがございまして、今ここで問題となっております地方自治法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですね、この関係で言えば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が特別法であり、地方自治法が一般法ということになります。そうした場合、通常言われておりますのは、法のことわざとして、特別法は一般法を破るとか、あるいは特別法は一般法に優先すると、こういうふうに言われるわけであります。さらにつけ加えて言いますれば、特別法に規定がない場合においてのみ一般法の適用が可能となるわけであります。そこで、特別法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律で言いますれば、第24条の2において、職務権限の特例という規定があります。申しわけありませんけれども、ちょっと読ませていただきたいと思っております。第24条の2、前2条の規定にかかわらず……。これは前2条と申しますのは、教育委員会の事務分掌と長の事務分掌に係る規定でございまして、前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれかまたはすべてを管理し、及び執行することとすることができると規定しております。その1号といたしまして、スポーツに関することと。ただし、スポーツに関することと申しましても、学校における体育に関することは絶対にそれはできませんよと、このように1号において規定をしております。さらに、2号におきまして、文化に関することと。そしてその場合も、文化財の保護することを除くと、この

ような規定になっておるわけであります。さらに、第2項におきましては、地方公共団体の議会は、前項の条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないこととされているわけであります。さらに、第25条におきまして、事務処理の法令準拠と、この規定がございませう。読ませていただきます。第25条、教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前3条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならないとされているわけでありませう。

そして、11番議員より、違法ではないかという指摘がございました。法律の解釈、運用につきましては、100人の法律家がおれば100人の解釈が成り立つと、このように言われておるわけでありませうけれども、違法ということに関して言えば、1つのその類型として、適用する法律を誤った場合は違法とされると、一般的には言われております。そして、その違法も、当然無効とされる違法もあれば、取り消し得べき無効という形での違法という形態もあります、この点は指摘だけにとどめさせていただきたいと思ひませうけれども、いへば、もしも常識的な地方公務員に必要とされる法律の基礎知識があれば、何も紛争をもたらすような仕方での議案の提起という形ではなく、まさに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条の2において問題が提起されたとするならば、なるほどそれぞれの立場立場によつての議論の分かれ方というはあるかもしれませうけれども、少なくともこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条の2において提起されたとすれば、違法とか、適法とかという問題は起きてこなかつた、私はこのように考へておるわけでありませう。

そして、私は、もう一点気になりますのは、1月25日の某地方紙の社説において報道された問題に関してであります。いわゆる歴町法の問題についてであります。あの問題に関しては、この議場におきまして一般質問においても取り上げられ、いろいろと議論が展開されてきました。そして、観光文化室長の答弁として、文化財の保護に関する竹原市教育行政なり、あるいは竹原市行政の問題点を文化庁から指摘されておるんだと、とりわけ埋蔵文化財においてでありますと、このような答弁があつたと思ひませう。

実は、私もかつて行政に属していたときに、よく埋蔵文化財の話は聞いたわけでありませう。例えば、北部のほうであるとか、あるいは福田地区でありますとか、いろんな形でのそうした議論があつたことは記憶しておるんでありますけれども、なぜ歴町法の指定にかかわつて、また伝建地区の保存活用にかかわつて文化庁が埋蔵文化財の問題になぜそれほ

どまでにこだわるんだらうかということで、なかなか疑問が解けなかったわけです。私の推測が合ってるかどうかわかりませんが、かつてよく竹原は塩で栄えた町だと、こう言われるわけです。しかし、それ以前に、今の賀茂川は本川へつながったわけです。そして、本川港というのは、まさに川でつくられた港だったわけです。その当時の写真を見ていただくとよくわかると思いますけれども、そこが埋め立てられて、道路拡幅のために、いわゆる便利さを追及していくために、そうした歴史的遺産を埋め立てて、そして近代化を図ってきたと。であるならば、今輦の問題でも、輦をどうするかということでいろいろ議論になっております。文化庁の方は、恐らくもし将来何らかの形である本川港を復元できるようなことになれば、やはり日本で有数の川の港としての値打ちというものが文化財的に誇るべき竹原市の歴史的遺産として活用できるのではないかと、そしてまたそれが竹原市経済再生への一つの方途として考えられるのではないかと、こういうような形で、文化財、とりわけ埋蔵文化財に関する問題を指摘をされ続けてきたのではないかと、このように考えておるわけです。

思い起こしてみますと、今の町並み保存地区の伝建指定に関しましては、その指定を受けた当時から、竹原市における、あるいは竹原市教育委員会における、その保存と活用について、文化庁は相当の強い指摘なり非難をしてきたわけであります。そして、その当時の竹原市の感覚で言えば、むしろこれは文化庁の考え方もそうでしたけれども、倉敷のような観光化した町並みとして残すのではなくて、まさに江戸時代のそうした息吹が感じられる、人々がそこで生活している、そういうものとしての活用を図っていくべきということで、竹原市も観光政策としても、そのような方策でやってきたわけであります。しかし、ここへ来て急転直下、いわゆるそうした文化財に関する事、これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律、職務権限の特例に関する条項を見ても、文化財についてはだめよと、こういうふうに言っとるわけです。とりわけ、なぜかといえば、行政そのものが開発行為の主体となり得るんです。輦が、いい例ですよ。ですから、開発行政を担うべき行政と文化財、とりわけ埋蔵文化財等を保存活用する教育行政とは利害が相反するからこそ、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても、これは市長部局へ移管してはならないよと、こういうように規定しておると思うわけであります。

さらに言いますれば、市長の重要政策の一つとして、歴まち法の指定による伝建地区への新たな価値の創造といえますか、付与といえますか、ということ強く訴えられておるように思うわけであります。しかし、物事というのは断定的に申し上げることはなかなか

か難しいかとも思いますけれども、少なくともこれまでの文化庁の見解、あるいは竹原市に対する指摘等々の経緯を見れば、本来文化として保存すべき歴史的資源なり遺産というものを観光政策なり、あるいはそうした地域開発政策といたしますか、の手法として活用することについて、恐らく文化庁は納得をしないであらうでしょう。とするならば、市長の目指しておることとは全く逆の結果が出るのではないかと、私はこのように危惧をしておるわけでありまして。そしてさらにつけ加えさせていただきますならば、11番議員の質疑の中にもありましたように、やはりどなたに聞いてもそうおっしゃられるんですね、本来ならば予算案を提案される前にまず機構改革案を示されて、そして22年度における組織図はこうなります、そして予算とか、人事までは言いませんよ、しかし恐らくこのぐらいの規模ならば、こういう人配にもなるであろうという、そういう予測可能の上において予算案の適否を審議し、さらに来年度においてその執行をチェックするという議会の権能を全く無視するといえますか、ある意味で言えば、議会審議を忌避するために適用された地方自治法の条項ではないかと、私はこのように考えるわけでありまして。

以上をもって終わらせていただきますけれども、ですから市長の目指す方向を考えられるならば、恐らく即座に私は次の機構改革に移られたほうが良いということを老婆心ながら忠告をさせていただいて、反対討論を終わらせていただきます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をいたします。特に、教育委員会の職務権限、先ほど23条の件で質問をいたしました。市の答弁は、違法ではないと言うだけでは、私は余りにも説明責任から見て極めて不十分だと。ですから、私は、ここで言った教育委員会の職務権限というのは、19項目にわたって管理及び執行、これが分離されたら、ますます公民館、図書館、そういった社会教育の果たす役割が分断される、うまくいかない、そういったことを大変私は危惧をするものであります。ですから、組織の機構改革というのは、大きな市長の権限には属しますけれども、私はあえて言わせていただければ、竹原市ぐらいのこういった規模で言えば、部長制を廃止して、管理部門をできるだけ少なくして、現場での人を厚くする。正規職員が当たり前というのは、今まで言っておりますけれども、そういった可能な限りの人材、正規職員をふやしていく、こういった施策に転換すべきだということで、反対討論にしたいと思っております。

議長（小坂智徳君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 討論で議論されたことと新たな課題が出てきて、これに対する理

事者側の見解というものが示されないままに採決をされることは非常に議員の判断自身もはっきりできないのではないかと、そういう意味で、理事者側がさつき指摘をされた件についてどのような見解を持つかを一定に整理をされた上で採決を図っていただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 議事の進行上、この際休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後2時51分 再開

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど、13番議員より議事進行の発言がありました。これは、討論の中において本議案の賛否を判断するための理事者側の見解を聞かなければ判断できないというものでした。この件について、議会運営委員会で協議した結果、11番議員の3回目の質疑に対する答弁が不十分であったことによるものであると判断いたしました。よって、理事者側から11番議員の3回目の質疑に対する答弁の補足を求めます。

総務部長、答弁。

総務部長（胡家亮一君） 松本議員の御質問につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条では、教育委員会の職務権限といたしまして、学校その他の教育機関の設置、廃止に関することのほか、社会教育、スポーツに関することなどの管理及び執行について規定をされているところでございます。一方、今回社会教育やスポーツ等に係る事務を市長部局で執行するための根拠につきましては、地方自治法第180条の7による事務の補助執行でございます。この条文を抜粋して関係部分を申し上げますと、普通地方公共団体の委員会または委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員をして補助執行することができるというような規定になっておるところでございます。

この補助執行に係る法的な解釈でございますけれども、これにつきましては、平成16年に大阪府の大東市が文部科学省に照会をしております。これに対する文部科学省の回答でございますが、社会教育行政や文化財保護行政について、教育委員会制度の趣旨を没却するほどに教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない範囲であれば、地方自治法第180条の7の規定により補助執行することは可能であるとの回答を行っているところ

ろでございます。

この回答を踏まえまして、教育委員会制度の趣旨を没却させることのないよう、他市の先行事例等も参考の上、教育行政に係る基本方針の立案、教育機関の設置及び廃止、教育機関の職員の任免その他の人事など、教育行政の目指す理念や基本方針策定といった、その根幹をなす重要な権限については、教育委員会に存置するというにしているところでございます。法に抵触するものではないと考えております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 私は、この議案第36号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場から討論に参加をさせていただきたいというふうに思っております。

時代は、まさに地方分権という時代から、地方もしくは地域の主権という時代に流れようとしております。その中であって、本当に少子・高齢化、この大変大きく懸念される状況の中で、地域間の生き残りをかけた競争とも言われるような状況が生まれてくるだろうというふうに予測をされているところでもございます。その中であって、本市といたしましては、結果的に単独市ということで頑張っていこうと。その中で、第5次総合計画を実現しなければならない状況にあるわけでございますが、3月12日、杉並区議会におきまして画期的なといいますか、本当に予想だにしないような条例が可決されました。減税基金条例なるものでございます。議会の賛成多数をもって、このたび条例が成立したということでございます。これは、毎年税収の一部を減税基金として積み立てていって、10年後に住民税を1割減税をしていくというものでございます。その後につきましては、基金の状況によって減税幅を増額していくというようなことで、まさに今まで考えだもしないような条例が可決されるような時代となってまいりました。周辺の自治体にとりましては、特に高所得者が杉並区に移住するのではないかというような懸念の声も上がっているやに聞いております。こういったように、私どもは単独市として、何としてでもこの第5次総合計画を断行しなくてはならない。その中におきまして、行政に対して一番の弊害といいますか、市民の不満というのは、縦割り行政というものではなからうか。そして、スピード感のなさ、統一感のなさ、そういったものが大変まちづくりに対して大きな足かせになっているやにも、私自身も感じているところでございます。

そういった中で、小坂市政3期目の実質的な第5次総合計画スタートの年に当たりまし

て、こういった機構改革というものを提案されたわけでございます。中を見ますれば、企業の誘致のプロジェクトチームという、また新しいそういったチーム名の機構というものも入っております。ぜひとも、今後はますます機動力を発揮するためにも、こういったプロジェクトチームのようなチームをつくっていくべきものは大切ではなからうかなというふうに感じるわけでございます。多くの職員の方々、特に若手の方々には夢を持ってこの竹原市に奉職されているわけではございますけれども、都合によって自分の意に沿わない課に配属されるのもやむを得ないところでございますけれども、その中で自分自身の持っている夢、まちづくりに対する、実現したい夢というものもあろうかと思えます。課を離れて、そういった有志が集まってプロジェクトチームとして竹原市の将来、この総合計画についていろんな議論を交わすというのも、私は大事なことではなからうかなというふうに思っております。

部長の答弁で適法であるということで、いろんな懸念もありますけれども、適法であるという中で進められる、この機構改革でございます。ぜひとも私は、10年後にこの第5次総合計画、本当に断行され、住みよさが実感できるまちづくりを目指していただきたいという願いも込めまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議長（小坂智徳君） 日程第14、議案第37号平成21年度竹原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第37号平成21年度竹原市一般会計補正予算（第8号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、学校施設耐震改修事業に対する国庫補助金の交付決定などにより、歳入予算を増額するとともに、財源措置が有利な市債を活用するため、財源変更を行うものであります。

まず、歳入であります。国庫支出金を3億6,189万4,000円増額計上するとともに、繰入金を1億9,386万4,000円、市債を6,050万円減額計上しております。

これに対し歳出といたしまして、総務費において基金管理に要する経費として、財政調整基金積立金1億753万円を追加計上することにより収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億753万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ156億9,123万4,000円となるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

議長（小坂智徳君） 日程第15、発議第22－4号竹原市議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 本案は、議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、議案

の説明、質疑、討論を省略し採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16

議長（小坂智徳君） 日程第16、請受第22-1号自主共済が保険業法改定の趣旨に沿って適用除外とされるよう意見書採択を求める請願を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 紹介議員松本進君より請願趣旨の説明を求めます。

11番（松本 進君） 自主共済が保険業法改定の趣旨に沿って適用除外とされるよう意見書採択を求める請願について、御説明申し上げます。

先ほど、事務局も朗読いたしましたように、2006年4月1日施行された新保険業法によりまして、自主的に運営されてきた共済制度が存続の危機に追い込まれております。保険業法改定の趣旨は、共済の名のもとで、不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆる偽共済への規制とされておりました。しかし、実際には、団体が構成員のために健全に運営してきた自主共済に保険会社と同様の規制を課して、制度を廃止せざるを得ない状況が生まれています。竹原市でも、竹原PTA共済が廃止されたと伺いました。このことは、憲法21条が保障する結社の自由に反するものと私は考えます。仲間同士の助け合いの自主共済にこれまでどおり運営が行われるように、早急に新保険業法の適用除外とされることが求められていると思えます。したがって、要請項目は、加入者が構成員と限定される共済制度が直ちに新保険業法の適用除外とされるよう意見書を採択してくださいというものであります。

慎重審議の上、御決定のほどをよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願につきましては、会議規則第89条第1項の規定により、総務文教委員会へ付託し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、請受第22-1号自主共済が保険業法改定の趣旨に沿って適用除外とされるよう意見書採択を求める請願については総務文教委員会へ付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第17

議長（小坂智徳君） 日程第17、発議第22-1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の核不拡散条約（NPT）再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18

議長（小坂智徳君） 日程第18、発議第22-2号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19

議長（小坂智徳君） 日程第19、発議第22-3号広島法務局竹原支局の廃止統合計画に反対する意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20

議長（小坂智徳君） 日程第20、閉会中継続審査（調査）についてを議題といたしま

す。

お手元に配付いたしておりますとおり、議会運営委員会委員長並びに各常任委員会委員長から会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申し出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決しました。

以上をもって今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今期定例会も3月2日から開会されまして、15日間にわたる各議員の皆さん方の熱心な御審議をいただいたわけでございます。また、市長を初めといたします理事者側におかれましても、この間誠意のある回答、対応をしていただき、皆さん方のおかげをもちまして、今期定例会に上程をされましたすべての議案も滞りなく議了することができたわけでございます。心から議員の皆さん方、理事者側の方々に厚くお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また一方、市長におかれましては、昨年の12月に多くの市民の皆さん方から御支持をいただき、3期目の市政運営に携わっていかれるわけでございます。そして、今期定例会事業内容等々におきましても、第5期総合計画のもと、また住みよさ実感を踏まえた、そういった予算計上ではなかったか、このようにも思っておるわけでございます。しかし、この15日間、各議員のいろんな視点から多くの要望、指摘事項、こういったものもあつたわけでございます。こういったことも真摯に受けとめていただき、そして職員と一丸となって、この竹原市市民の福祉向上のため、あるいは負託にこたえる、そういった事業執行に努めていただきたい、このように思っておるわけでございます。また、私ども、これからは議会といたしまして協力させていただく面は協力を惜しみなくさせていただきたい、このようにも思っておるわけでございます。どうぞ平成22年の予算執行に当たりましては頑張ってください、そして実り多い事業効果が上がるような、そのような結果になるように、心から期待をさせていただきたいと思います。

また、今期定例会をもちまして、この議場にいらっしゃいます部課長の皆さん方、退職をされる方がいらっしゃると聞いておるわけでございます。そういった皆さん方に対して、本当に長きにわたりまして市役所勤務、大変な御労苦もあったのではなかろうか、このように思っておるわけでございます。どうぞこれからの第二の人生、今日まで培ってこられたいろんな知識、経験、こういったものを地域社会あるいは竹原市の発展のためにいろいろと御貢献をいただきたいと思います。そして、第二のすばらしい人生を輝かしいスタートになりますように頑張ってくださいと思います。

結びに当たりまして、議員の皆さん方、また理事者側の方々には、改めまして本当にお世話になりました。今期定例会も、こうして無事閉会の運びとなりましたことを心から皆さん方に感謝を申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきますと思います。本当にありがとうございました。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長（小坂政司君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る3月2日に開会をいたしました本定例会におきましては、平成22年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の各予算を初め多くの案件について、終始精力的な御審議の上、御決定をいただき、本日閉会の運びとなりましたことに対し感謝申し上げますとともに、心より敬意を表する次第でございます。

さて、我が国の経済は、一昨年以降の世界同時不況により、今なお低迷をし、厳しい状況が続いている中、一部に回復の兆しが見られるものの、景気回復の実感は乏しい状況となっており、国や地方公共団体を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあることから、その健全化を図ることは重要な課題であり、みずから徹底した行財政改革により一層取り組むなど、分権型社会にふさわしい行政体制の整備に努める必要があります。

本市といたしましては、現行の集中改革プランにかわる新たな行政経営改革の取り組みについて検討を行っているところであり、この取り組みに当たっては、引き続き住民との協働によるまちづくりのさらなる推進とともに、事業の選択と集中などにより、計画的で効率的な財政運営を推進し、持続可能な財政基盤の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

会期中に賜りました議会からの御意見、御提言を踏まえ、御決定いただきました平成22年度予算の執行につきましては、時代の動きをしっかりと見定める中で、市職員一丸と

なって経費の節減や効果的かつ円滑な事業推進に努め、目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、元気で住みよい竹原市づくりに全力を傾注してまいりたいと考えております。

終わりに、議員各位の御審議、御決定に対し重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも市政の円滑な運営と諸施策の推進に一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。御礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（小坂智徳君） これをもって平成22年第1回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後3時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員